

自立支援医療（更生医療）意見書 〔新規・期間延長・医療内容変更〕									
(1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語・そしゃく機能障害 (5) 心臓機能障害 (6) 腎臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) 免疫機能障害 (9) 肝臓機能障害 〔該当に○をつける〕									
フリガナ 受診者氏名	更生 知郎	性別	男・女	年齢	77歳	生年月日	明治 大正 昭和 平成	22年 3月 21日	
受診者住所	岐阜県 岐阜		市・郡	町・村		鷺山向井2563		番地の18	
病名	慢性腎不全					発症年月日	昭和 平成	5年 5月 1日	
障害の現況	永続する腎機能障害のため、血液透析の導入が必要である。								
医療	医療の具体的方針	シヤント作成術実施のため、令和6年10月10日より入院予定。 血液透析を導入し、退院後も週3回4時間の通院による血液透析の継続が必要。 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">治療見込期間に入院期治療期間を含む場合、必ず入院理由を記載してください。</div>							
	治療見込期間	始期: 更生医療を適用する治療の開始日 入院治療期間 (R6.10.10~R6.10.20) 日間 通院治療回数並びに期間 (R6.10.21~R7.10.9) 回 日間 訪問看護予定回数並びに期間 [~] 回 日間	通算		12		か月		最長12か月間
	医療費概算額	入院治療費 2,799,070 円	通院治療費 4,164,920 円	計	6,963,990 円				
治療後における障害の回復の見込	日常生活の活動性の向上	裏面医療費概算額算出明細書の合計金額と一致すること		術前	級		術後 級		
その他	入院（予定）日 令和6年10月10日		手術予定日 令和6年10月12日						
上記のとおり診断し、その医療費を概算します。 更生医療開始日以前の日付であること 令和 6 年 10 月 1 日 指定自立支援医療機関名 所在地 岐阜県〇〇市〇〇町 名称 △△総合病院 指定自立支援医療機関指定申請書に「主として担当する医師」として記載した医師であること 電話番号 058-〇〇-XXXX 主として担当する医師の氏名 岐阜 肇									
判	自立支援医療（更生医療）給付の適否								
定	適 ・ 否		令和 年 月 日		岐阜県身体障害者更生相談所 医師				

(注) 主として担当する医師の氏名は、医療機関指定申請書に記載された医師の氏名を記入して下さい。

医療費概算額算出明細書

氏名 更生 太郎		年齢 77 歳	健保本人 (健保家族) 国保・老保					
内 訳		当初の第1月	第2月	第3月	第4～6月	第7～9月	第10～12月	計
再診	再診料	13 回 923 点	" 点	" 点	2,769 点	" 点	" 点	11,076
指導	慢性維持透析管理料	2,305	"	"	6,915	"	"	27,660
投薬								
注射								
処置	人工腎臓	(13) 29,250	"	"	87,750	"	"	351,000
	ダイアライザー	(13) 2,886	"	"	8,658	"	"	34,632
検査	採血	500	750	1,000	300	750	500	3,800
手術	シャント作成術	180,000						180,000
その他	処方箋	(8) 544	"	"	1,632	"	"	6,528
入院	一般入院料	21 日間						
		81,703						81,703
合計点数		298,111	36,658	36,908	108,024	108,474	108,224	696,399
合計金額		円 2,981,110	円 366,580	円 369,080	円 1,080,240	円 1,084,740	円 1,082,240	円 6,963,990

(注) 当初の第1月は、意見書による医療開始日から月末まで、第2月以降は暦月で記入してください。

(留意事項)

- ・更生医療の対象となる医療費についてのみ記載をお願いします。
(血液透析療法の場合、原疾患や合併症に係る医療費は原則対象外となるためご注意ください。
例: 自己注射管理料、インスリン投与、降圧剤等は対象外)
- ・入院費については、入院理由によって更生医療の対象となるかを判断します。
更生医療の対象となる医療を行うための入院であれば対象となりますが、主な入院理由が他の疾患の治療や社会的入院である場合は対象外となります。
(例: じん臓疾患による血液透析療法で更正医療を適用する場合
シャント作成術の実施や透析導入のための入院→対象
肺炎治療のため入院→対象外、介護者不在のため入院→対象外)

(表面)医療費概算額の合計と一致すること